

答 申 第 3 2 8 号
平成22年7月21日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年2月3日付け環第1333号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年5月7日付けで異議申立人から提起された、平成20年3月19日付け環第5597号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

2007年12月18日に八千代市立南高津小学校体育館で開催された習志野基地毒ガス説明会についての下記の情報1. 開催までの経緯の分かる全ての文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、平成19年11月28日付け「習志野演習場における旧軍毒ガス弾等の環境調査について」につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成20年3月19日付け環第5597号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求案件の文書は、千葉県民特に関係地域住民にとっては生命財産の保障に関わる極めて重大な説明会議の資料であり、決しておろそかに出来るものではない。
- (2) しかるに、この重大な説明会議の開催に際して、その経緯の全てが「ブラックボックス」の中とはとても信じられるものではなく、あってはならない。
- (3) 請求資料の重要性からも、メモ的なものを含め、たとえどんな文書でもよいので開示を強く求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 開示請求及び本件決定について

- (1) 異議申立人は、平成20年2月26日付けで「2007年12月18日に八千代市立南高津小学校体育館で開催された習志野基地毒ガス説明会についての下記の情報1. 開催までの経緯の分かる全ての文書」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないため本件決定を行った。

2 行政文書の不存在について

- (1) 平成19年12月19日に、八千代市立南高津小学校体育館で習志野演習場に係る旧軍毒ガス弾等の環境調査に係る住民説明会（以下「本件説明会」という。）が開催されており、実施機関では、本件請求で「12月18日」とされている部分は、「12月19日」の誤りであると判断し、対象となる行政文書の検索を行っている。
- (2) 本件説明会は、防衛省が行った不審物確認調査が平成19年11月に完了したことから、防衛省が地域住民に当該確認調査の結果を説明したものであり、本件説明会の開催について実施機関は関与していない。
- (3) 本件説明会は防衛省が実施しており、実施機関がその内容を把握したのは、平成19年11月28日に事前入手した同月30日付け記者発表資料（以下「事前入手

資料」という。)によってである。それ以前の会議及び住民説明会時の記録等には、本件説明会について開催の発言等の記録はない。

- (4) 事前入手資料により得た情報を基に、平成19年11月28日付けで実施機関が作成した「習志野演習場における旧軍毒ガス弾等の環境調査について」(以下「本件文書」という。)については、本件文書に事前入手資料が添付されていること、本件文書は地域住民に配布されている事前入手資料と同じ内容の情報が記録されているものであること及び防衛省が本件説明会を開催することが記録されたものであることから、本件説明会の開催の経緯が分かる行政文書ではないと判断し、本件請求の対象文書として特定は行っていない。
- (5) 習志野演習場に係る旧軍毒ガス弾等の環境調査に係る行政文書については、一つの簿冊にまとめて管理しているが、本件説明会の開催について、本件文書以外に記録された行政文書は保有していない。
- (6) なお、異議申立人が本件請求を行う以前に、異議申立人から本件請求とは別に行政文書開示請求を受けており、本件文書を除く習志野演習場に係る旧軍毒ガス弾等の環境調査に係る行政文書については、既に開示決定等を行っている。
- (7) 異議申立人に確認したところ、異議申立人は前記(6)により開示決定等を行った行政文書には、本件説明会の事前打合せ資料等が含まれていなかったことから、本件請求を行っているとのことであり、既に開示決定等を行った行政文書を本件請求に係る行政文書として求めるとの回答はなかった。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨1のとおりである。

2 本件請求に係る行政文書の特定について

異議申立人は、メモ的なものを含め、たとえどんな文書でもよいので開示を強く求めると主張する。

これに対し、実施機関は、本件説明会の開催について記録されている本件文書を保有しているが、本件文書は、本件説明会の開催の経緯が分かる行政文書ではなく、また、他に本件説明会の開催について記録されている行政文書は保有していないため、本件請求に係る行政文書は保有していないと説明していることから、以下、本件請求に係る行政文書の存否について検討する。

(1) 本件文書について

ア 実施機関は、本件文書は本件説明会の開催の経緯が分かる行政文書ではないと説明する。

イ 当審査会において本件文書を確認したところ、本件文書は、実施機関が防衛省から情報の提供を受けて、実施機関の内部において当該情報の共有が行われたことを示す行政文書であると認められ、事前入手資料が添付されている。

ウ 本件請求は、本件説明会の開催までの経緯について分かる行政文書の開示を請求していると認められ、本件文書には、本件説明会に係る不審物確認調査について、調査方法、調査日、調査結果等が記録されている。

エ 以上のことから、本件文書は、本件説明会の開催までの経緯が分かる行政文書であると認められる。

(2) 本件文書以外の本件請求に係る行政文書について

ア 実施機関は、以下のとおり説明する。

(ア) 異議申立人が本件請求を行う以前に、異議申立人から本件請求とは別に行政文書開示請求を受けており、本件文書を除く習志野演習場に係る旧軍毒ガス弾等の環境調査に係る行政文書については異議申立人に対し開示決定等を行っている。

(イ) 異議申立人は、既に開示決定等を受けた行政文書を確認した上で本件請求を行っており、異議申立人に確認したところ、本件請求に係る行政文書として既に開示決定等を受けた行政文書の開示を求めるとの回答はない。

(ウ) 本件説明会の開催について実施機関は関与していないことから、本件文書以外に本件説明会の開催について記録された行政文書は保有していない。

イ 前記アの説明に特段不自然、不合理な点は認められない。また、他に本件請求に係る行政文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

ウ したがって、実施機関が本件文書以外の本件請求に係る行政文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件文書を本件請求に係る行政文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 2. 3	諮問書の受理
21. 3. 16	実施機関の理由説明書の受理
22. 4. 23	審議 実施機関から不開示理由の聴取
22. 5. 28	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年5月28日現在)